

『ねんきん定期便』の見方ガイド (35歳・45歳の方用)

このパンフレットは『ねんきん定期便』をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした『ねんきん定期便』は、大切に保管しておいてください。

『ねんきん定期便』について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※ 被用者年金制度の一元化後は、現に加入している(または最後に加入していた)公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から『ねんきん定期便』をお送りします。

各実施機関とは下表の右欄に掲げる機関です。

公的年金制度と被保険者種別	『ねんきん定期便』を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構(厚生労働大臣から受託)
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 (地方公務員共済組合の組合員)	地方職員共済組合(地方共済事務局・団体共済部)、 公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会(市町村職員共済組合、 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合)
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 (私立学校教職員共済制度の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金加入記録をご確認ください。

お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性があります。

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

節目年齢の方のみにお送りしている大切なお知らせです。



かめるん

年金の制度・用語に関する説明

1 受給資格期間

老齢年金の受け取りには、原則として10年(120月)以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。

[保険料納付済期間 + 保険料免除期間など(※) + 合算対象期間(カラ期間) = 10年(120月)]

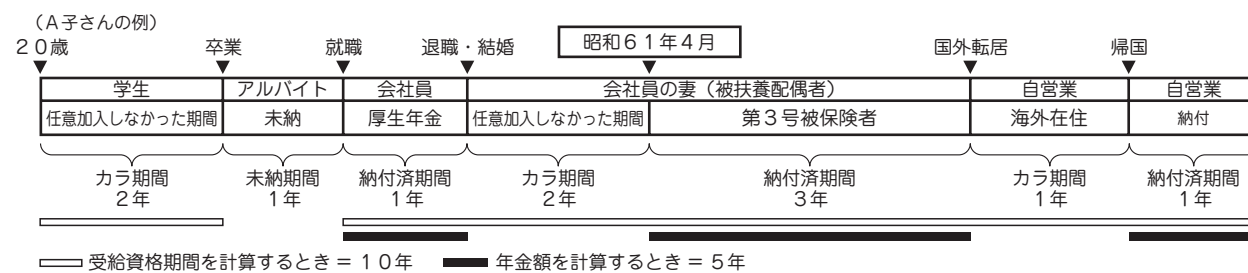
(※) 保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間(以下「学特等期間」といいます。)も「受給資格期間」に含まれます。ただし、年金額には反映されません。

2 合算対象期間(カラ期間)

(1) 年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していなかった期間などのことをいいます。例えば、20歳から60歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。

- ① 昭和61年3月以前の会社員の配偶者であった期間
- ② 海外に在住していた期間
- ③ 平成3年3月以前の学生であった期間

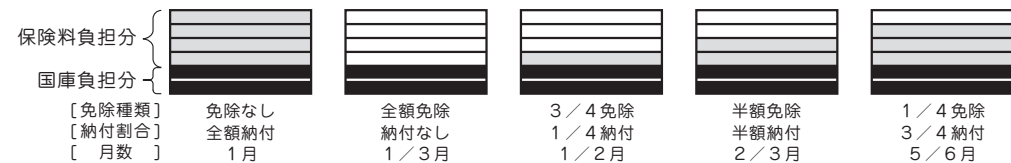
(2) 合算対象期間(カラ期間)は、受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。



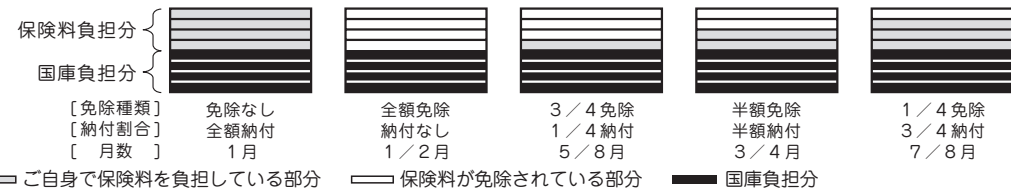
3 保険料免除期間の月数の考え方

保険料免除期間がある方の「保険料納付済期間」の月数は、免除の種類による保険料の負担額に応じて、次のとおり計算されます。なお、全額免除の場合でも、国庫負担分の年金が受け取れます。

(1) 平成21年3月以前の期間については、国庫負担1/3で計算されます。



(2) 平成21年4月以降の期間については、原則として、国庫負担1/2で計算されます。



4 保険料未納期間などがある方へ

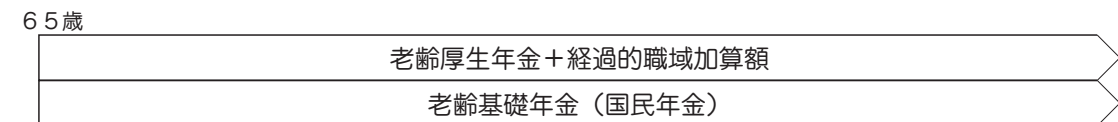
(1) 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。

(2) 保険料免除・納付猶予(学生の場合は学生納付特例)は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。(一部免除(半額免除、3/4免除および1/4免除)の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。)

(3) 追納した場合のその期間は「納付」期間として取り扱います。

老齢厚生年金等の受給開始年齢について

◆ 老齢厚生年金(経過的職域加算額を含む)および老齢基礎年金(国民年金)は原則、65歳から受給開始となります。



年金加入記録確認のチェックポイント

年金加入記録に「もれ」または「誤り」はありませんか?
 特にご確認いただきたい箇所は、A-3ページにおける次の期間です。

- 1 年金加入履歴を表示している前の期間
- 2 空白期間
- 3 年金加入履歴を表示している後の期間

以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」または「誤り」が生じている可能性があります。

1~3の期間働いていた

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- いろいろな名前の読み方がある。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
- 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
- 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
- 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
- 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更または倒産した。
- 試用期間中に退職した。
- 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

1~3の期間働いていなかった

- 学生であったが国民年金に加入していた。

お心当たりがある方は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方

a 「②加入制度」欄

加入した制度を表示しています。

- 国年：国民年金
- 厚年：厚生年金保険
- 船保：船員保険
- 公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
- 私学：私立学校教職員共済制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

1 「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第3号被保険者でない方）
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

- 2 「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。
- 3 「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。
- 4 「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
 - (1) 年金加入記録を管理する日本年金機構のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
 - (2) 厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合および旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。
- 5 厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

＜厚生年金基金に関するお問い合わせ先＞

- 「厚生年金基金の加入期間が10年未満」**で脱退された方
- ▶ 企業年金連合会（企業年金コールセンター）0570-02-2666（ナビダイヤル）（電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666）
- 「厚生年金基金の加入期間が10年以上」**で脱退された方または**「現在加入中」**の方
- ▶ 現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

c 「④資格を取得した年月日」欄

年金制度に加入した年月日を表示しています。

d 「⑤資格を失った年月日」欄

年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日の翌日）などを表示しています。現在加入中の場合は、空欄となります。

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成99.99.99	平成99.99.99	999
2	国年	第1号被保険者	平成99.99.99	平成99.99.99)
3	公共	公務員共済	平成99.99.99	平成99.99.99	999
4	私学	私学共済	平成99.99.99	平成99.99.99	999
5	厚年	東京株式会社 (空いている期間があります。)	平成99.99.99	平成99.99.99	999
6	国年	第3号被保険者	令和99.99.99		999

⑦国民年金(a)						⑧船員保険(c)	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計
999	999	999	999	999	999	999	999

⑨厚生年金保険(b)						⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)		⑪合算対象期間等		⑫受給資格期間	
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		加入月数(基金)	加入期間(基金)	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)	
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	999	999	999	999	999	
(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	999	999	999	

(※) 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報「未納月数」に含まれている場合があります。

f 「⑦国民年金」欄

国民年金の加入期間の月数を表示しています。

- 1 「納付済月数」欄
 - (1) 定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
 - (2) 前納している場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間も表示しています。
- 2 「半額免除月数」、「3/4免除月数」および「1/4免除月数」欄

国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。
- 3 「学特等月数」欄
 - (1) 学特等期間（学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間）の月数を表示しています。
 - (2) 学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- 4 「未納月数(※)」欄
 - (1) 国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
 - (2) この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
 - (3) 国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。
 - (4) 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する日本年金機構のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

g 「⑧船員保険」欄 **h** 「⑨厚生年金保険」欄

- 1 船員保険および厚生年金保険の加入月数と加入期間を表示しています。
 - (1) 「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
 - (2) 「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています。
※ 船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。
- 2 「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

i 「⑪合算対象期間等」欄

- 1 「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- 2 「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※ この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- 3 「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。」の見方

a 「年度」欄

- 1 上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。
- 2 下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

(厚年)：厚生年金保険
(船保)：船員保険
(公共)：公務員共済制度(国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)
(私学)：私立学校教職員共済制度

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

1 「年度」欄の下段が「(公共)」の場合

- (1) 産前産後休業期間および育児休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- (2) 3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。
※ 被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- (3) 地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- (4) 国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。

2 「年度」欄の下段が「(私学)」の場合

- (1) 産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- (2) 育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- (3) 3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。

3 「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」の場合

- (1) 産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- (2) 育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- (3) 3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- (4) 旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成9年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。
- (5) 旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成14年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。表示している金額が当時の報酬と大體一致しているかご確認ください。(このお知らせは、見方ガイドの10~11ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況				
		4月	5月	6月	7月	8月
平成99年(私学)	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
平成99年(厚年)	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
平成99年(公共)	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
令和99年(厚年)	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999

※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していません。同様にブランクで示されますので、A-3の「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。

厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額について

標準報酬月額および標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、被保険者が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

1 標準報酬月額

- (1) 標準報酬月額とは、報酬(毎月の給料や手当等)の平均額から報酬月額を算定し、「標準報酬等級表」に当てはめて決定した金額です。
- (2) 標準報酬月額には上限および下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限(最高額)は65万円、下限(最低額)は8万8千円です。標準報酬月額の上限を超える場合は、上限で決定し、標準報酬月額の下限を下回る場合は、下限で決定しています。

① 標準報酬月額を決定する時期

標準報酬月額は、まず、就職した時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

<定期的に決定する時期>

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

※ このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

② 標準報酬月額の決定の基となる報酬

ア 標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金および各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。

イ 報酬には、金銭に限らず、食事、住宅および通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費、慶弔費および出張旅費などの随時に支払われるものは含まれません。

2 標準賞与額

- (1) 標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- (2) 標準賞与額の上限(最高額)は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円と決定しています。
- (3) 平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
※ 平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていました。これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはならない(標準賞与額とはならない)ため、「標準報酬月額および保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3 保険料の計算と納付

厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主および被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。

※ 折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

4 地方公務員共済組合の加入期間の特例

平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制ではなく手当率制をとっていました。そのため、平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間にかかる標準報酬月額額、「掛金の標準となった給料月額」の千円未満の端数を切り捨てた額を表示しています。

《地共済年金情報Webサイトのご案内》

「地共済年金情報Webサイト」をご利用されると、公務員厚生年金期間（平成27年9月以前の期間を含みます。）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をねんきん定期便よりも最新のものがインターネットでご覧いただけます。

「地共済年金情報Webサイト」は、当共済組合のホームページからアクセスすることができます。
(<https://www.kouritu.or.jp/>)

閲覧するには、利用申込みとパスワードの設定が必要となります。

ご利用申込み後、後日、当共済組合から郵送されるユーザID通知書に記載されたユーザIDと申込み時にご自身で登録したパスワードにより閲覧できます。

なお、ユーザID通知書がお手元に届くまでには、4週間程度かかりますので、ご自身で登録されたパスワードを忘れないようご注意ください。

また、ご利用いただける方は、組合員または組合員であった方が対象となりますが、次に掲げる方はご利用いただけません。

- (1) 退職一時金全額受給期間のみを有する方
- (2) 老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- (3) 退職共済年金、老齢厚生年金等の年金受給者の方
- (4) 離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

問い合わせ先



〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時から午後5時30分まで

※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いします。

※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいて

おります。ご理解くださいますようお願いいたします。

公立学校共済組合ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合

検索

